

近世仏教説話と教訓：大枅小枅の罪科

堤, 邦彦

<https://doi.org/10.15017/4741884>

出版情報：雅俗. 5, pp.18-21, 1998-01-10. 雅俗の会
バージョン：
権利関係：



近世仏教説話と教訓

——大枿小枿の罪科——

堤 邦彦

一 鬼卒の呵責

生前の罪科ゆえに地獄の苦しみを味わう亡者達——今日、我々はその生々しいありさまを源信『往生要集』や古代・中世の六道絵の世界にみる事ができる。

一方、そうした地獄思想の民間浸透は、やがて近世唱導僧の法談のなかに、生きながら夢中に鬼卒の呵責を受ける積悪の者の因縁咄を生み出すこととなる。たとえば、真言律の布教で名高い蓮体（一六六七—一七二六）の勸化本『礦石集』（元禄六刊）巻一には「洛東清水寺ノ前ニテ巡礼者異相ヲ見ル事」と題して次の話がみえる。

貞享年中、関東の巡礼が清水寺に通夜の折、女房を火中に投入れ責める二鬼の幻想をまのあたりにする。女は

三条の糸屋某の妻で、悪夢のために眠れぬ病を得て憔悴しきっていたが、巡礼の見聞を耳にし、出家遁世することとやと苦患をまぬがれる。具体的な女の罪科をあげてはいないものの、編者蓮体の付評に「女人殊ニ罪深ケレバサモアランカシ」とあるところから、こうした説話が女人罪障のことでありを示す近時の出来事として説教の場に語られていたことは想像にかたくない。

ところで、名利古寺を舞台とする悪人呵責の鬼卒幻想は、こうした勸化本の流れとは別に、江戸期の怪異小説の世界にも同趣の話群を形成している。すなわち延宝五年（一六七七）刊『宿直草』巻二の八「誓願寺にて鬼に責めらるる女の事」、同年刊『諸国百物語』巻五の二「二枿をつかひて火車にとられし事」は、いずれも洛中誓願寺^{（注）}の境内で目撃された女人悪報のさまを描くが、細

部にこだわると、鬼卒の責めの原因となる罪科を金品横奪の不正行為に求めた点において、極立つ特色をみせているのがわかる。後者は、大小ふたつの計量枡を用いて米の値をごまかした京の米屋の妻が、牛頭馬頭の鬼に引きたてられて火車に乘せられた奇話をつづる。

罪深い亡者を冥府に連れ去る「火車」の怪事は中世六道説話以来の宗教モチーフとみてよい。そのような古態の説話様式をベースに、近世町人社会の倫理観や商道德を反映させたのが『諸国百物語』の一篇であった。

もっとも、このような勸化本と怪異小説の差異を論拠として、女人成仏を声高に説いた古代・中世仏教の教戒が江戸期の現世的な教訓奇談にすりかわるプロセスを、すぐさまそこに看取しようとするのは、いささか早計に過ぎよう。なぜならば、金欲・物欲のいましめを眼目とする教戒咄は、儒・仏を問わず、近世の宗教啓蒙家たちが好んで扱う常套モチーフだったからである。

二 両枡説話の受容

両枡使いの者の悪報じたいは、遡ればすでに平安前期

の『日本霊異記』下巻二二、二六や『地獄草紙』に先蹤がそなわっているが、他方こうした話題は儒教倫理の教化啓蒙を重んじた徳川政権下の町人社会にいたり、商道德の規範を論ずることでとってにわかに衆目をあつめだす。経済活動の隆盛という世俗の動向を受けて「商」の倫理をめぐる新たな教訓説話群が都市民衆に受容されて行く。

むろん寛文八・九年（一六六八・九）の幕府による枡改めと、その後に発布された偽枡製造の禁令・処罰事件なども、そうした説話の温床となった筈である。

かかる動きは中国教訓説話の受容という側面からもうかがえる。近世初頭の儒学者で「近江聖人」と呼ばれた中江藤樹（一六〇八―四八）が『鑑草』（正保四刊）巻六「廉貪報」に両枡の不正で利を得て死後牛に転生した元氏の妻の末路を訳出し、異国の悪報譚に拠る教戒をしるしたのは、かような話題が日々の商行為を生活の糧とする町人層の共感を得やすいものだったからに相違ない。

さらにまた、唐種の両枡説話を引いての教戒は、浅井了意の『堪忍記』（万治二刊）巻四「梁の商人雷にうたれし事」や、翻案系勸化本の『夷堅志和解』（貞享三序刊）巻四「強欲ナル人斛ハクト秤ハカリト大小ヲコシラヘタル酬カゲノ

事」などの仏者の著述にも散見し、両枿使いの返報というテーマが儒仏共通の説得性あふれる教訓例話だったことをものがたる。ことに後者の場合は、唐種の『勸善書』に拠る悪報譚（天雷にうたれた両枿使いの背に「秤斗輕重」の文字）につづけ、欲心の支配する世間のありさまを難ずる左の評言を付す。説話を援用して信徒を教化する法席の雰囲気伝える点で傾注すべきものといえよう。

今日ニテ諸ノ商人ヲ見ルニ（略）人目ヲ昏マシ己ガ欲ヲ重ヌルヲ本トスト見エタリ。カ、ル世ナレバ、斗ニ大小ヲモコシラヘ、秤ニ輕重ナドノ謀ヲ為ル人、或ハ又有ヌベシ。其故ハ、商人ニ限ラズ、出家待ナド云ル人ノ、物ヲ買ニ、動バ秤目ヲ輕クシテ商人ヲ又欺^{マデギムカフ}誑^{ソコナ}セルコトアリト聞ク。（略）士モ出家モ道ヲ背テ人ヲ害ヒ、己ヲ利シテ其^{ソコナ}ヲ佳ト思ヒテ世ヲ渡ル者ハ、此皆二斗ツカヒノ商人ナルベシ。何ゾ天道ノ患有ソカ。時来ナバ天罰目前ナルベシ。

商人はもとより、僧・武士にいたるまで利欲にふける市井の風潮に警鐘をならし、道義と善行の遵守を勧める語り口には、『鑑草』等の儒教倫理書と同質の啓蒙宗教家の教化態度がうかがえる。

三 庶民仏教と商道德

仏教的な因果応報の觀念を奸商の末路にかさねて説こうとする傾向は、早く室町末の僧坊に見出される。奈良興福寺・多門院の記録『多門院日記』をひもとくと、天正四年（一五七六）三月の条に、慳貪無法の女の葬送に際して火車が飛來したことを紹介しつつ、この奇事に対する編者の所懷を述べ、「夫婦共ニ買売ノ利潤ヲ為眼ト計ニテ仏神三宝ヲモ後生菩提ヲモ不知者也」のように、収利に奔走する者の愚かさを指彈する。庶民仏教と商道德の交絡を示す比較的早い時期の文献資料といえるだろう。

一方、強欲無慈悲な商いがわざわざいして死後に地獄の責めを受けることを説く教戒説話は、近世初期にいたり唱導話材の一類型として定着をみる。たとえば、石平道人鈴木正三の夜話をあつめた片仮名本『因果物語』（寛文元刊）には、庶民層の経済活動にからめた因果譚が少なくない（中巻五、二〇、二二、二四等）。そのひとつ「二舛ヲ用ル者、雷ニ應ル、事付地獄ニ落ル事」（中巻

五)は上述の両枅説話と同材である点で興味深い。同章第一話は、近江松原の後家が天雷のために横死し、棺中の屍さえ失せた話である。一話の説話構造は、両枅使いの被雷をモチーフとする唐種の応報譚と、禪林の説話にしばしば見受けられる火事の奪屍譚を混交させたものだが、章末の「此後家、飽マデ欲深ク、二舛ヲ用テ一生ヲ送リタル科也。天罰通ズ」との評言に、こうした例話に託した正三の教化意図と職業倫理観がみてとれる。つづく第二話も、生ながら立山地獄に堕ちた女の話にことよせて、これこそ「日比商売利潤ヲ本トシテ、舛ニ大小ヲ拵へ、人ヲ貫タル科」にはかならないと断じており、正三の商道德観を反映した筆法となっている。

じつは正三には、士農工商の四民を対象に、各々の職務を仏道修行の場と考えて努力すべきことを教えた『万民徳用』の著述があり、『因果物語』と同じ寛文元年に刊行されている。同書「商人日用」の条下には、

売買をせん人は、先得利の益べき心づかひを修行すべし。其心遣と云は他の事にあらず。身命を天道に抛て、一筋に正直の道を学ぶべし。

との言葉がちりばめられており、「正直の人」には神仏

の加護が、また「私欲」の者には天道の祟りあることを説き示す。かかる教説を町人社会の日常生活に立脚した因縁咄に仕立てたのが『因果物語』の両枅説話だったわけである。近世唱導者の教化活動と奇談説話の密接な連関を窺知するうえからも、この種の事例は等閑視できないだろう。

注

- 1 この他、元禄二年刊『本朝故事因縁集』54「長門国木島加伯私慾因果」にも誓願寺にまつわる奸商発心の因縁がみえ、当寺を縁とする同趣説話の伝播を想起させる。なお木島加伯の話は『狗張子』巻四の八にも引かれている。
- 2 拙稿「禅僧の法力」(『説話文学研究』平5・6)。
- 3 『御定書百箇条』、『科条類典』下5等。後者の貞享二年の項は、偽材を用いた江戸浅草の商人が獄門となつたことを載せる。
- 4 2に同。